

第5章 東海地震に係る周辺地域 としての対応計画

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する8都県263市町村（合併により平成22年4月現在160市町村）が強化地域として指定された。

松戸市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される場所である。

このため、松戸市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、松戸市地域防災計画の附編として本計画を策定する。

2 基本方針

(1) 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

ア 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

イ 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることにより、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「松戸市地域防災計画」で対処する。

(3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

ア 東海地震が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

イ 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

(4) 計画の実施

松戸市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の

実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「松戸市地域防災計画」の附編として位置づける。

なお、防災関係機関の業務大綱及び事前の措置は、松戸市地域防災計画震災編に準ずるものとする。

3 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。

しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。

第2節 東海地震関連情報

1 東海地震関連情報の発表

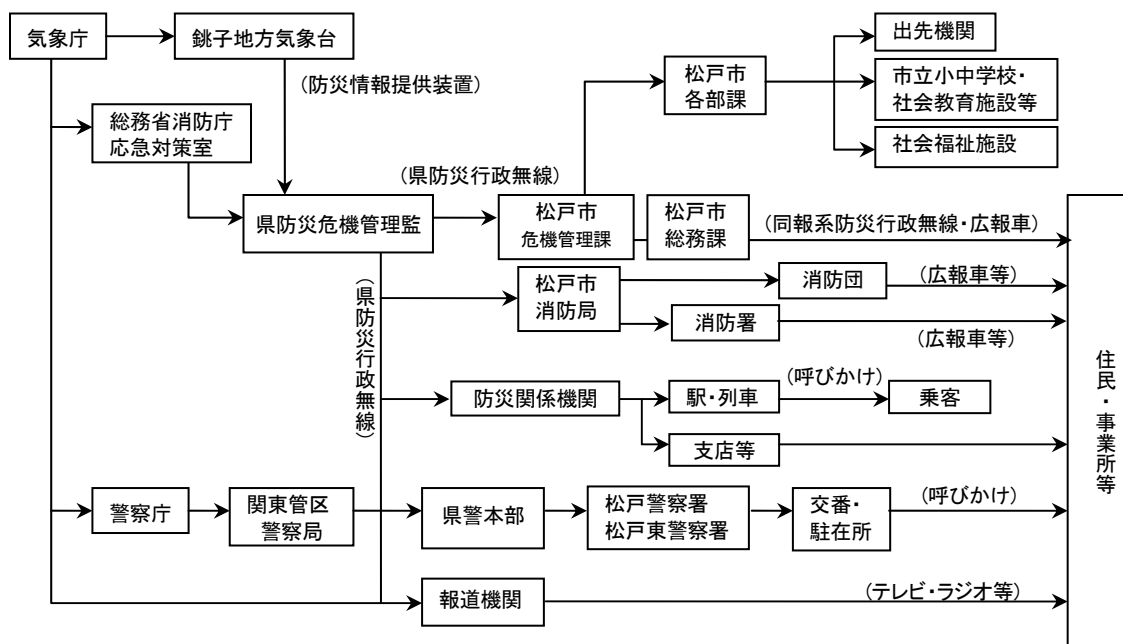
気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて住民に伝達される。

〈東海地震関連情報〉

| 情報 | 発表の基準 | 防災対応 |
|---------------|---|--|
| 東海地震に関連する調査情報 | 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 | ○特に対応はしない。 |
| 東海地震注意情報 | 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表する。 | ○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 ○気象庁において判定会を開催 |
| 東海地震予知情報 | 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表する。 また、本情報の解除を伝える場合にも発表する。 | ○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ○警戒宣言の発令（内閣総理大臣） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など |

2 東海地震関連情報の伝達

東海地震関連情報が発表された場合は、関係機関、団体等に伝達する。



〈情報連絡系統図〉

第3節 東海地震注意情報発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

| 項 目 | 担 当 |
|--------|---|
| 1 活動体制 | 本部事務局 |
| 2 応急対策 | 本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ド・コム、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) |

1 活動体制

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

2 応急対策

(1) 対策の基本方針

市では、東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

(2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 施設等への情報の伝達

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

(4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

| | |
|--------------------|--|
| 県警察 (警察署) | ア 災害警備対策室の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等 |
| 陸上自衛隊第1空 挺団 | ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。 |
| 東日本電信電話 (株)千葉支店 | 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動 |

| | |
|--|---|
| (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店 | 次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置 |
| 東日本旅客鉄道(株) | ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。 |
| 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) | 直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。 |
| その他各防災関係機関 | 要員を確保し、待機体制をとる。 |

(5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

(6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

| | |
|----------|---|
| 県 | 各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 ア 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 ウ その他必要な事項 |
| 県警察(警察署) | 民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア 警戒警備等、必要な措置をとる。 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。 |

| | |
|---|--|
| <p>東日本旅客鉄道(株)</p> | <p>警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>(ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(イ) 該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>(エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>(オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>オ 状況により警察官の応援要請をする。</p> |
| <p>新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</p> | <p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p> |
| <p>東日本電信電話(株) 千葉支店</p> | <p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p> |
| <p>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店</p> | <p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p> |

第4節 警戒宣言発令時の対応措置

【計画の体系・担当】

| 項目 | 担当 |
|---------------------|---|
| 1 活動体制 | 各部・各班 |
| 2 警戒宣言の伝達及び広報 | 各部・各班 |
| 3 災害警備 | 警察署 |
| 4 水防活動・消防活動 | 消防局、消防団 |
| 5 公共輸送 | 東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会 |
| 6 交通対策 | 建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所 |
| 7 上下水道、電気、ガス、通信等対策 | 水道部、建設部、県水道局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ |
| 8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策 | 福祉1・2部、病院1・2班、教育2部、小・中学校 |
| 9 避難 | 本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団 |
| 10 救護救援・防疫・保健活動 | 保健医療部、環境部 |
| 11 その他の対策 | 経済振興部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部 |

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置

市は警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の防止に係る施策の実施
- (ウ) 各防災関係機関との連絡調整
- (エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (オ) その他必要な事項

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

| | |
|------------|--|
| 県警察（警察署） | ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等 |
| 陸上自衛隊第1空挺団 | 計画に基づき災害派遣準備を実施 |

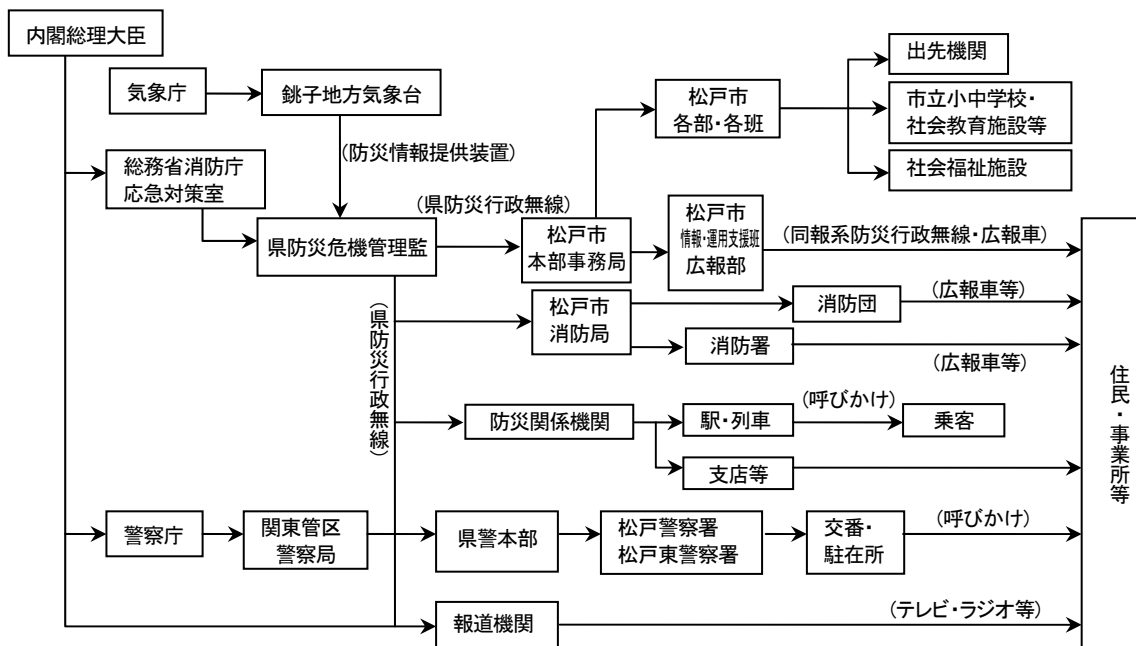
| | |
|--|--|
| 東日本電信電話(株) 千葉支店 | <p>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>イ 要員の確保 (ア) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p> |
| (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店 | <p>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。</p> <p>イ 要員の確保 (ア) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p> |
| 東日本旅客鉄道(株) | <p>ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。</p> <p>イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p> |
| 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) | <p>災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</p> |
| その他の防災関係機関 | <p>ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p> |

2 警戒宣言の伝達及び広報

(1) 警戒宣言の伝達

ア 伝達経路

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



〈情報連絡系統図〉

イ 伝達方法

(ア) 情報・運用支援班は、県から警戒宣言等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。

休日又は退庁後においては、消防局が県からの通報を受信し、危機管理課長に伝達する。

(イ) 各部・各班は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、所管業務上必要な関係機関及び施設に伝達する。

(ウ) 住民に対しては、同報系防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の内容
- (イ) 本市に対して予想される影響
- (ウ) 各防災関係機関がとるべき体制
- (エ) その他の必要事項

〈警戒宣言発令時の信号〉

| | |
|------|-----------------------|
| 警鐘 | (5点) |
| サイレン | (約45秒) (間隔15秒) (約45秒) |

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連

絡を受けた市本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈警戒宣言時の広報の内容〉

【広報の項目】

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ及び各種情報の提供
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤ 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

【広報の実施方法】

- ① 市防災行政無線による広報の実施
- ② 広報車による広報の実施
- ③ 防災信号による広報の実施
- ④ 自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報活動の実施
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ その他の方法による広報の実施

3 災害警備

警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

(1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

(2) 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
 - (ア) 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - (エ) 災害危険場所
 - (オ) その他必要と認める場所

(3) 広報

- ア 広報内容
 - (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況

- (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
- イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

4 水防活動・消防活動

(1) 水防活動

消防局、消防団は、水防要員を確保するとともに、重要水防箇所の点検等を実施する。

(2) 消防活動

消防局、消防団は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 火災・水害等防除のための警戒
- ウ がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- オ 資機材の点検

5 公共輸送

(1) 鉄道会社の措置

ア 東日本旅客鉄道(株)

(ア) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

- a 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
- b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(イ) 運行方針

県内の線区は、安全な方法により極力運転を確保する。常磐線・武蔵野線は45km/hに運転規制される。火薬類を輸送中の貨車及び石油類、塩酸、硫酸等の危険物品を積載しているタンク車は、最寄りの安全と思われる駅等に抑留し、必要な場合には、警察、消防機関に連絡する。

(ウ) 主要駅の対応措置

- a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(エ) 乗車券の取扱い

- a 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- b 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

- ｃ 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。
- イ 新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
- (ア) 警戒宣言の伝達
駅・車内等で警戒宣言、地震予知情報等の放送を行い、旅客の協力を要請するほか、混乱防止と円滑な輸送を確保するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。
- (イ) 運行方針
防災関係機関、報道機関等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。警戒宣言発令時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

| | |
|------|---|
| 発令当日 | 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 |
| 翌日以降 | 震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 |

- (ウ) 列車の運転中止措置
列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。
- (2) バス、タクシーの措置
(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

6 交通対策

(1) 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

イ 緊急通行車両(避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両)の確認事務

ウ 強化地域への一般車両流入抑制広報

これらの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者の対策

ア 市

警戒宣言が発せられた場合、建設部は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

イ 県

警戒宣言が発せられた場合、県東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化

に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 国土交通省

(ア) 道路施設に関する対策

a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

(イ) 道路交通対策

a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況や交通状況の把握に努める。また、警戒宣言の発令を道路情報板等を用いて道路利用者へ広報を行う。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域において道路情報板等により道路利用者へ車両走行自粛の広報を行うものとする。

(ウ) 発災後に備えた資器材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、交通管理者、関係道路管理者からの要請に基づき、発災後の緊急輸送路確保に必要な資器材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

7 上下水道、電気、ガス、通信等対策

(1) 上水道対策

ア 基本方針

水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続する。また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

イ 人員の確保、資器材の点検整備等

(ア) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設整備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、千葉県管工事協同組合等との連絡協力体制について確認する。

(イ) 資器材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資器材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

ウ 施設の保安措置等

(ア) 無線及び電話等の連絡網を確立する。

(イ) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

- (ウ) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。
- (エ) 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。
- (オ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

エ 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

| | |
|------|---|
| 広報内容 | ① 通常の供給が維持されていること ② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ・飲料水の汲み置きは、ポリタンク、バケツを利用してフタをし3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 ・生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。 ・その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。 ③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制 |
| 広報手段 | ① 報道機関への放送依頼 ② 広報車等による広報 ③ 水道工事店の店頭掲示等 ④ ホームページによる広報等 |

(2) 下水道対策

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、次の安全対策を行う。

ア 施設等の保安措置

危険物を扱う処理場、ポンプ場の運転管理について、委託業者と連携して、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

また、工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資器材の点検、整備を行う。

イ 危険物等に対する措置

石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

苛性ソーダ等は、残量確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じた必要な措置をとる。

(3) 電気対策

ア 基本方針

東京電力(株)は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

イ 人員の確保、資機材の点検整備等

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

ウ 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

| | |
|------|---|
| 広報内容 | ① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること ③ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること ④ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ⑤ その他必要な事項 |
| 広報手段 | ① 報道機関による広報 ② 広報車等による広報 |

(4) ガス対策

京葉瓦斯(株)は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針

地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

イ 人員の確保

| | |
|---------|---|
| 勤務時間内 | 全社員に警戒体制の発令を伝達し、あらかじめ定めた要員は本部の指示に従う。 |
| 勤務時間外 | 要員に電話等により出動を指示する。なお、要員がテレビ・ラジオ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。 |
| 工事会社の動員 | 当社の指示により、必要に応じて動員を行い、警戒体制に入る。 |

ウ 施設の保安措置等

- (ア) あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。
- (イ) 工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。
- (ウ) 無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。
- (エ) 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して警戒宣言が発令された旨を伝達し、避難、帰宅させる。
- (オ) 工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

エ 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

| | |
|------|--|
| 広報内容 | ① 引き続きガスを供給していること ② 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 ③ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意 |
|------|--|

| | |
|------|---|
| 広報手段 | ① 広報車により、直接需要家に呼びかける。 ② 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。 |
|------|---|

(5) 通信対策

ア 東日本電信電話(株)

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

| | |
|------------|---|
| 要員の確保 | 応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。 ① 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。 |
| 情報連絡室の設置 | 警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 |
| 資機材の点検、確認等 | 警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。 ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認 ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策 |
| 応急対策 | (ア) 電話の輻輳対策 警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話是最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話(緑、グレー)からの通話は可能な限り疎通を確保する。 (イ) 手動通話、番号案内 ① 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。 ② 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。 (ロ) 電報 非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。 |
| 電話の輻輳時の広報 | 電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。 「〇〇地方の電話はただ今混み合っておりかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」 |

イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

| | |
|------------|--|
| 基本方針等 | 東日本電信電話(株)に準ずる |
| 資機材の点検、確認等 | ① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認 ② 災害復旧用資機材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策 |
| 応急対策 | 警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラフィック状況に応じた利用制限を行う。 |

8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策

(1) 学校等対策

教育2部及び各学校、幼稚園の教職員は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し、保護する児童・生徒等（上記(ア)・(イ)以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

(2) 病院・診療所対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、県立病院に準じた対応をとる。なお、民間医療機関に対しては(一社)松戸市医師会を通じて要請する。

なお、市立病院の具体的対応は、次のとおりである。

ア 診療方針

(ア) 外来患者の診療は状況等に応じ可能な限り平常どおり行う。

(イ) 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

(ウ) 手術及び検査は、可能な限り延期とし、医師が状況に応じて適切に対処する。手術予定については、緊急やむを得ない場合をのぞき、延期するなどの措置を講ずる。

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。

イ 来院者、入院者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集した情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、発災による被害防止又は軽減を図るため必要な措置を与える。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

(3) 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要援護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

ア 情報の受伝達を行う。

イ 施設の防災点検を行う。

ウ 出火防止を行う。

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。

オ 要保護者の引き渡しは、通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。

カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせをし、防災訓練等を通じて防災教育を行う。

9 避難

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の勧告又は指示の内容は、松戸市地域防災計画震災編第3章を参照のこと。

(1) 警戒宣言時の措置

ア 避難勧告・指示

イ 避難所の確認

ウ 情報伝達体制の確認

エ 関係機関に対する避難所開設の通知

オ 避難所への職員派遣

カ 災害時要援護者に対する援護措置

キ 給食、給水措置

ク 生活必需物資の給与

ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

ア 避難対象地区の選定

イ 避難所の指定

- ウ 避難勧告、指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 災害時要援護者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知

10 救護救援・防疫・保健活動

(1) 救護救援

公共施設に救護所の設置を準備し、(一社)松戸市医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

(2) 防疫

保健医療部及び環境部は、松戸健康福祉センター(保健所)の指示により次の体制を整える。

ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。

イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

(3) 保健活動

保健医療部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

ア 地震発生に備え、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、災害時要援護者の状況の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。

イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は、松戸健康福祉センター(保健所)を通じ県に派遣依頼をする。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による不安への対応を実施する。

11 その他の対策

(1) 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

ア 食料の確保

経済振興部は、次の措置を行う。

(ア) 米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

(イ) 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。

(ウ) 民間業者(団体)に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

イ 医薬品の確保

保健医療部は、(一社)松戸市薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

(2) 緊急輸送の実施準備

財務班及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

ア 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

イ 緊急輸送車両の確認

第3章 第6節の「2 緊急通行車両等の確認」による。

ウ 関係団体による協力

協定先の輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

(3) 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、各部・各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

(4) 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。環境部はこれに協力する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第5節 住民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1 住民のとるべき措置

| 区分 | とるべき措置 |
|-----|---|
| 平常時 | <p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防局、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> |

| 区分 | とるべき措置 |
|---------------------------|---|
| | (10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。 (12) 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。 |
| 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで | (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の使用を自粛する。 (3) 自家用車の利用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで | (1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市の防災信号(サイレン)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、市、警察署、消防局等防災関係機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物をかたづけする。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童、生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項に対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 (16) 倒壊危険のある地形、建築物から退避する。 |

2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

| 区 分 | と る べ き 措 置 |
|--------------------------|--|
| 平 常 時 | <p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資器材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p> |
| 東海地震注意報の発表から警戒宣言が発令されるまで | <p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。</p> |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで | <p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>(3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>(4) 防災資器材等を確認する。</p> <p>(5) 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p> |

3 事業所のとるべき措置

| 区 分 | と る べ き 措 置 |
|--------------------------|---|
| 平 常 時 | <p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資器材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防局防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p> |
| 東海地震注意報の発表から警戒宣言が発令されるまで | <p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p> |
| 警戒宣言が発令されてから地震発生まで | <p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自衛防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自衛防災本部を設置する。</p> <p>ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> |

| 区 分 | と る べ き 措 置 |
|-----|---|
| | <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防局防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資器材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、市民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p> |

